

◎利用カード等販売業に係る届出等の手続に  
関する規則

制定	平成八年十二月五日	公安委員会規則第八号
改正	平成十四年三月二十五日	公安委員会規則第六号
	平成十六年四月二十二日	公安委員会規則第十号
	平成十七年十二月十二日	公安委員会規則第十八号

(趣旨)

第一条 この公安委員会規則は、広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号。以下「条例」という。)第三十八条の二及び第四十五条の規定に基づき、利用カード等販売業に係る届出等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等販売業の届出)

第二条 条例第三十八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第一号の利用カード等販売業届出書により行わなければならない。この場合において、利用カード等販売業を営もうとする者が個人である場合には住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書(写し)を、法人である場合には登記簿の謄本及びその代表者の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)をそれぞれ添付しなければならない。

2 条例第三十八条の二第一項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

廣 利用カード等販売業を営もうとする者の本籍及び生年月日(法人にあつては、その代表者の本籍及び生年月日)

廣 利用カード等販売業所における業務の実施を統括管理する者(利用カード等販売業を営もうとする者を除く。)の氏名、住所、本籍及び生年月日

・ 自動販売機の管理者(利用カード等販売業を営もうとする者を除く。)の氏名、住所、本籍及び生年月日

・ 自動販売機の設置場所の業種及び店名

・ 販売する利用カード等に係るテレホンクラブ等営業所の名称

・ 利用カード等の販売方法

・ 利用カード等販売所又は自動販売機の設置場所の周囲二百メートル以内の略図

・ 利用カード等の販売開始(予定)年月日

(利用カード等販売業の変更又は廃止の届出)

第三条 条例第三十八条の二第二項の規定による同条第一項各号に掲げる事項の変更の届出は、変更年月日、変更事項及び変更の理由を記載した別記様式第二号の変更届出書により行わなければならない。この場合においては、条例第三十八条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事項を変更するとき

は、当該変更事項に係る第二条第一項後段に規定する書類を添付しなければならない。

2 条例第三十八条の二第三項の規定による届出に係る販売等の廃止の届出は、廃止年月日及び廃止の理由を記載した別記様式第三号の廃止届出書により行わなければならない。

(届出書の提出部数及び提出先)

第四条 前二条に規定する届出は、正副二通の届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出に係る利用カード等販売所の所在地又は利用カードを収納することができる自動販売機の設置場所(以下「販売所の所在地等」という。)を管轄する警察署長を経由してしなければならない。

3 同時に二以上の利用カード等販売所又は利用カードを収納することができる自動販売機(以下「販売所等」という。)について、次のいずれかの届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの販売所等のうちいずれかの販売所の所在地等を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

廣 前条第一項に規定する変更届出書のうち、条例第三十八条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事項の変更に係るもの

廣 前条第二項に規定する廃止届出書

4 1の警察署の管轄区域内にある二以上の販売所等について、同時に第二条第一項の届出書を提出する場合は、前項の規定によりいずれかの販売所の所在地等を管轄する警察署長を経由して変更届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付すれば足りる。(身分を示す証明書)

第五条 条例第四十五条第三項の規定による広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が警察職員に携帯させる証明書は、別記様式第四号のとおりとする。

(雑則)

第六条 この公安委員会規則の施行に関し必要な細目的事項は、警察本部長が定める。

附則

この公安委員会規則は、平成九年一月一日から施行する。

附則

この公安委員会規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

この公安委員会規則は、平成十八年一月一日から施行する。